

公 告

所有者の判明しない犬の引き取り
けい留されていない飼い犬の抑留

平成24年4月17日、次のとおり動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項の規定により犬を引き取り、狂犬病予防法第6条第1項及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例第10条第1項の規定により犬を抑留しました。

平成24年4月17日
四日市市長 田中 俊行

抑留期限 平成24年4月23日 まで

番号	保護又は捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	四日市市 ときわ一丁目	洋雑	白・茶	オス	中	不明	



連絡先

四日市市保健所 衛生指導課分室(電話 059 - 352 - 0613)

公示期間 平成24年4月18日 ~ 平成24年4月23日